

令和元年 8 月 30 日 開会

①

令和元年第 3 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和元年第3回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第107号議案	令和元年度茨城県一般会計補正予算（第2号）…………… 1
第108号議案	令和元年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）…………… 10
第109号議案	令和元年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）…………… 12
第110号議案	令和元年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）…………… 14
第111号議案	令和元年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 16
第112号議案	令和元年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 17
第113号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例…………… 19
第114号議案	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…………… 30
第115号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 31
第116号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 32
第117号議案	茨城県立自然公園条例の一部を改正する条例…………… 35
第118号議案	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例…………… 36
第119号議案	茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例…………… 37
第120号議案	茨城県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例…………… 38
第121号議案	卸売市場法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例…………… 39
第122号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例…………… 41
第123号議案	茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例…………… 42
第124号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 43
第125号議案	和解について…………… 46
第126号議案	県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（笠間地区）事業用地）…………… 47
第127号議案	県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）…………… 48
第128号議案	県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区業務施設用地）…………… 49
第129号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について…………… 50
第130号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 51
第131号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について…………… 53
第132号議案	工事請負契約の締結について…………… 55
第133号議案	平成30年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について…………… 56
認定第1号	平成30年度茨城県公営企業会計決算の認定について…………… 57
報告第4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 59

予 算

第 107 号議案

令和元年度 茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度茨城県一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,028,186 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,155,795,813 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		185,970,000 ^{千円}	434,604 ^{千円}	186,404,604 ^{千円}
	1 地方交付税	185,970,000	434,604	186,404,604
7 分担金及び 負担金		8,899,026	114,287	9,013,313
	2 負担金	8,339,219	114,287	8,453,506
8 使用料及び 手数料		17,718,292	110,000	17,828,292
	1 使用料	12,386,490	110,000	12,496,490
9 国庫支出金		131,277,768	9,260,602	140,538,370
	2 国庫補助金	78,028,291	9,260,602	87,288,893
12 繰入金		25,809,516	316,100	26,125,616
	2 基金繰入金	24,587,907	316,100	24,904,007
13 繰越金		5,000,000	1,060,268	6,060,268
	1 繰越金	5,000,000	1,060,268	6,060,268
14 諸収入		85,389,891	88,625	85,478,516
	5 受託事業収入	5,829,608	18,675	5,848,283
	7 雑収入	4,383,105	69,950	4,453,055
15 県債		117,650,700	8,643,700	126,294,400
	1 県債	117,650,700	8,643,700	126,294,400
歳入合計		1,135,767,627	20,028,186	1,155,795,813

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		11,238,769 ^{千円}	47,420 ^{千円}	11,286,189 ^{千円}
	1 企画費	7,983,317	47,420	8,030,737
5 保健福祉費		212,058,248	218,379	212,276,627
	3 児童福祉費	38,612,807	208	38,613,015
	4 障害福祉費	28,178,141	6,611	28,184,752
	6 医薬費	9,084,676	211,100	9,295,776
	8 公衆衛生費	11,220,852	460	11,221,312
7 農林水産業費		43,946,432	1,201,426	45,147,858
	1 農業費	11,610,254	362,916	11,973,170
	2 畜産業費	2,764,421	741,230	3,505,651
	3 林業費	5,777,481	15,580	5,793,061
	4 水産業費	6,024,297	81,700	6,105,997
8 商工費		82,079,944	71,000	82,150,944
	1 産業政策費	52,126,273	33,000	52,159,273
	2 技術革新費	1,449,624	38,000	1,487,624
9 土木費		113,206,308	18,385,053	131,591,361
	2 道路橋梁費	67,405,201	15,914,642	83,319,843
	3 河川海岸費	17,519,138	3,337,559	20,856,697
	4 港湾費	9,281,551	△ 190,855	9,090,696
	5 都市計画費	12,088,340	△ 676,293	11,412,047
10 警察費		62,133,271	22,149	62,155,420
	1 警察管理費	56,266,726	6,313	56,273,039
	2 警察活動費	5,866,545	15,836	5,882,381

11 教 育 費		274,791,255	82,759	274,874,014
	4 高 等 学 校 費	59,187,755	82,759	59,270,514
歳 出 合 計		1,135,767,627	20,028,186	1,155,795,813

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道293号, 常陸太田市増井町地内外7箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	320,000千円
交通安全施設 工事請負契約	一般県道上野宮下金沢線, 大子町下金沢地内の歩道整備に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	30,000千円
県単橋梁補修 工事請負契約	国道123号, 水戸市渡里町地内の田野川橋外1箇所の橋梁補修に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	50,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	主要地方道水戸神栖線, 水戸市平須町地内外59箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	900,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	200,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	80,000千円
県単排水整備 工事請負契約	一般県道鹿田玉造線, 行方市芹沢地内外1箇所の排水整備に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	60,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	100,000千円
県単道路災害 防除施設 工事請負契約	一般県道常総取手線, 取手市駒場地内外3箇所の道路災害防除施設整備に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	80,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川女沼川, 古河市前林地先外1箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	195,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	大洗海岸, 大洗町成田町地先の養浜に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	45,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川, 潮来市潮来地先の河川堤防護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	5,000千円

県単砂防施設補修 工事請負契約	桜川，桜川市山口地先外4箇所の堆積土砂 撤去に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	10,000千円
港湾建設 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区の水深12m岸壁保安施 設整備に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	240,000千円
県単港湾維持改良 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和2年度	30,000千円
街路改良 工事請負契約	都市計画道路赤塚松が丘線，水戸市赤塚地 内の街路改良に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	80,000千円
公園事業 工事請負契約	北浦川緑地の多目的広場の施設整備に係る 工事請負契約を締結する。	令和2年度	40,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	上田沢アパート外1箇所の県営住宅の長寿 命化に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	95,000千円

第3表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 406,100	千円 1,400	千円 407,500	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	593,300	29,400	622,700			
湛水防除事業	75,400	—	75,400			
土地改良事業	2,844,300	—	2,844,300			
河川事業	11,461,200	1,851,900	13,313,100			
海岸整備事業	267,100	△ 2,900	264,200			
砂防事業	110,800	4,900	115,700			
急傾斜地崩壊対策事業	213,000	23,100	236,100			
港湾整備事業	659,100	243,900	903,000			
道路橋梁整備事業	20,559,900	5,573,500	26,133,400			
街路事業	4,649,400	△ 189,000	4,460,400			
放課後児童クラブ整備事業	280,400	—	280,400			
産業技術専門学院整備事業	36,500	—	36,500			
栽培漁業センター施設整備事業	25,200	—	25,200			
体育施設整備事業	111,500	—	111,500			
公営住宅建設事業	674,300	—	674,300			
過年補助災害復旧事業	20,500	—	20,500			
現年補助災害復旧事業	189,300	—	189,300			
現年直轄災害復旧事業	146,200	—	146,200			
単独災害復旧事業	173,300	—	173,300			
児童福祉施設整備事業	55,600	—	55,600			
老人福祉施設整備事業	2,248,000	—	2,248,000			
障害福祉施設整備事業	321,300	—	321,300			
県庁舎等整備事業	1,254,800	—	1,254,800			

交通安全施設整備事業	724,000	300	724,300			
警察施設整備事業	1,776,200	—	1,776,200			
公園事業	592,500	66,600	659,100			
高校整備事業	1,790,900	82,700	1,873,600			
文化施設整備事業	192,700	—	192,700			
社会教育施設整備事業	107,300	—	107,300			
特別支援学校整備事業	746,500	—	746,500			
空港周辺整備事業	22,900	—	22,900			
地域鉄道設備等整備事業	24,600	—	24,600			
災害救助対策事業	19,800	—	19,800			
被災者生活再建支援基金出資金	843,300	—	843,300			
観光施設整備事業	32,900	—	32,900			
消防施設整備事業	15,600	—	15,600			
農業大学校施設整備事業	27,000	—	27,000			
農業総合センター施設整備事業	87,900	—	87,900			
農業改良普及センター施設整備事業	17,300	—	17,300			
原種苗センター整備事業	28,300	—	28,300			
園芸リサイクルセンター整備事業	30,100	—	30,100			
園芸種苗センター施設整備事業	23,100	—	23,100			
畜産センター施設整備事業	50,800	—	50,800			
家畜保健衛生所施設整備事業	29,700	—	29,700			
水産試験場施設整備事業	192,900	—	192,900			
地域活性化事業	1,231,100	7,500	1,238,600			
防災対策事業	353,300	—	353,300			
合併特例事業	1,854,800	950,400	2,805,200			
地方道路等整備事業	3,067,500	—	3,067,500			

緊急防災・減災事業	440,600	—	440,600	}	}	}	
上水道事業出資金	911,000	—	911,000				40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	55,000,000	—	55,000,000				30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金 貸付金	39,600	—	39,600	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)	
合計	117,650,700	8,643,700	126,294,400				

第 108 号議案

令和元年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和元年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,925,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
神栖総合公園整備事業	35,500 ^{千円}	— ^{千円}	35,500 ^{千円}
県立カシマサッカースタジアム整備事業	1,392,100	288,200	1,680,300
計	1,427,600	288,200	1,715,800

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入		3,635,112 ^{千円}	290,512 ^{千円}	3,925,624 ^{千円}
	4 繰越金	955,011	2,312	957,323
	6 県債	1,427,600	288,200	1,715,800
歳入合計		3,635,112	290,512	3,925,624

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費		3,635,112 ^{千円}	290,512 ^{千円}	3,925,624 ^{千円}
	1 鹿島開発事業費	1,621,949	290,512	1,912,461
歳出合計		3,635,112	290,512	3,925,624

第 109 号議案

令和元年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 港湾施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区の浚渫土砂処分場整備 に係る工事請負契約を締結する。	自 令和2年度 至 令和3年度	1,500,000千円
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区水深12m岸壁背後ふ頭 用地保安施設整備に係る工事請負契約を締結 する。	令和2年度	60,000千円
茨城港常陸那珂港区 臨海部土地造成事業 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区関連用地の雨水函渠整 備に係る工事請負契約を締結する。	令和2年度	200,000千円

第 110 号議案

令和元年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和元年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ576,360千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,197,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 事業収入		64,773,882 ^{千円}	△ 576,360 ^{千円}	64,197,522 ^{千円}
	2 国庫支出金	2,023,500	△ 308,205	1,715,295
	5 繰入金	8,439,809	△ 268,155	8,171,654
歳入合計		64,773,882	△ 576,360	64,197,522

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 事業費		64,773,882 ^{千円}	△ 576,360 ^{千円}	64,197,522 ^{千円}
	3 上河原崎・中西 開発事業費	6,059,030	△ 861,410	5,197,620
	4 阿見・吉原 開発事業費	6,387,448	285,050	6,672,498
歳出合計		64,773,882	△ 576,360	64,197,522

第 111 号議案

令和元年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和元年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「1,235,952 千円」を「1,621,552 千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,178,599 千円」を「1,419,599 千円」に、「1,105,265 千円」を「1,346,265 千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入	448,210 千円	144,600 千円	592,810 千円
第 1 項 国 庫 補 助 金	415,200 千円	144,600 千円	559,800 千円
	支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出	1,626,809 千円	385,600 千円	2,012,409 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,235,952 千円	385,600 千円	1,621,552 千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条の表中鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	令和 2 年度	80,000
-------------------	---------	--------

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 112 号議案

令和元年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和元年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「3,427,463千円」を「4,429,544千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,131,871千円」を「2,129,218千円」に、「1,434,584千円」を「1,432,820千円」に、「654,373千円」を「653,484千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第 1 款 資 本 的 収 入	4,005,923千円		1,004,734千円	5,010,657千円
第 1 項 国 庫 補 助 金	1,798,161千円		554,782千円	2,352,943千円
第 2 項 企 業 債	1,294,500千円		226,300千円	1,520,800千円
第 3 項 負 担 金	735,960千円		223,652千円	959,612千円
		支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	6,137,794千円		1,002,081千円	7,139,875千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,427,463千円		1,002,081千円	4,429,544千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条の表中那珂久慈ブロック広域汚泥処理工事請負契約の項の次に次のように加える。

那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和 2 年度	100,000
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令和 2 年度	519,000

（企業債の補正）

第 5 条 予算第 6 条中限度額「1,294,500千円」を「1,520,800千円」に改める。

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

条例・その他

第 113 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「)」の次に「及び臨時的に任用された職員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する条例(昭和26年茨城県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年茨城県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「額)」の次に「(法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(給料等)」に改め、同条第 1 項中「もの」の次に「とし、第24条第 1 項の報酬は、勤務時間条例第10条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であって、期末手当を除いたもの」を加える。

第 5 条第 2 項中「及び」の次に「第24条の 2 並びに」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第23条の 2 に次の 2 項を加える。

4 第 9 条の 2 から第11条の 3 まで、第11条の 5、第12条、第12条の 5 から第14条の10まで、第16条から第18条まで、第20条、第20条の 3、第22条の 4、第22条の 6 及び第23条の規定は、法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員には適用しない。

5 第 9 条の 2、第10条、第11条、第11条の 5、第12条の 5、第13条、第14条の 8 から第14条の10まで、第20条の 3 及び第22条の 4 の規定は、法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員には適用しない。

第24条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第24条 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の給与の種類は報酬及び期末手当とし、当該報酬は日額で定める。ただし、任命権者が日額で定めることが適当でないとき、日額によらないことができる。

2 法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

3 前 2 項の給与(退職手当を除く。)の額、支給方法その他その支給に関し必要な事項については、第 5 条第 3 項、第 6 条、第 7 条から第 9 条まで、第 9 条の 3、第11条の 2、第11条の 3、第12条、第14条から第14条の 7 まで、第15条から第20条まで、第21条から第22条の 3 まで及び第22条の 6 の規定にかかわらず、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内において別に任命権者が定める。

第24条の次に次の 1 条を加える。

(臨時的に任用された職員の給与)

第24条の2 臨時的に任用された職員の給与(退職手当を除く。)については、第5条第3項、第6条、第7条から第11条の3まで、第11条の5、第12条、第12条の5から第20条まで、第20条の3から第22条の4まで及び第22条の6の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において別に任命権者が定める。

別表第1の備考中「及び」の次に「第24条の2並びに」を加える。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年茨城県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条第16号中「及び第3号」を「, 第3号及び第3号の2」に改める。

第11条中「権衡」の次に「, その職務の特殊性等」を加える。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の旅費及び費用弁償に関する条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 旅費

第1節 総則(第3条-第14条)

第2節 内国旅行の旅費(第15条-第29条)

第3節 外国旅行の旅費(第30条-第39条)

第3章 費用弁償(第39条の2)

第4章 雑則(第40条-第42条)

付則

第1条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加える。

第2章及び第3章の章名を削る。

第2条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 旅費

第1節 総則

第3条第1項中「職員が」を「職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。))を除く。以下この章及び付則第4項において同じ。)が」に、「職員の」を「職員(同条第1項第2号に掲げる職員を除く。))の」に改める。

第14条の次に次の節名を付する。

第2節 内国旅行の旅費

第29条の次に次の節名を付する。

第3節 外国旅行の旅費

第39条の次に次の章名及び1条を加える。

第3章 費用弁償

第39条の2 第1号会計年度任用職員が出張した場合には、その費用を弁償する。

2 第1号会計年度任用職員が職員の給与に関する条例第12条第1項各号に掲げる職員に該当する場合には、通勤のた

めの費用を弁償する。

3 前2項の規定により弁償する費用の額、弁償の方法等については、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内において別に任命権者が定める。

第40条第1項中「旅行者」の次に「(第1号会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)」を加え、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

第41条中「の支給」の次に「又は費用の弁償」を、「する旅費」の次に「又は弁償する費用」を、「として支給」の次に「し、又は費用として弁償」を加える。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第7条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「」の次に「及び臨時的に任用された職員」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年茨城県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第1項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年茨城県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」の次に「(臨時的に任用されたものを除く。以下「常勤職員」という。)」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第18条を次のように改める。

(臨時的に任用された企業職員の給与)

第18条 企業職員で臨時的に任用されたものの給与の種類及び基準は、常勤職員の例による。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条の次に次の3条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第19条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬の額は、日額とする。ただし、管理者が日額で定めることが適当でないと思えた場合には、日額によらないことができる。

第20条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるものの給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

(その他の非常勤職員の給与)

第21条 企業職員で職員以外のもの(前3条に規定する者を除く。)については、常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年茨城県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第30条を第32条とする。

第29条中「第16条」を「第18条」に改め、同条を第31条とする。

第28条を第30条とする。

第27条第2項中「（昭和29年茨城県条例第43号）」を削り、「第7条」の次に「及び第9条」を、「による育児時間又は介護時間」の次に「（以下この条において「育児時間等」という。）」を加え、「当該育児時間又は介護時間」を「当該育児時間等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第27条を第29条とする。

第26条を削り、第25条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第24条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第26条とする。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条中「（平成15年茨城県条例第6号）」を削り、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条の表第16条第4項の項及び第16条第5項の項中「第17条」を「第19条」に改め、第17条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1号中「第5条第1号ア」を「第7条第1号ア」に改め、同条第2号中「第16条第1号」を「第18条第1号」に、「第5条第2号ア」を「第7条第2号ア」に改め、同条第5号中「第16条第2号」を「第18条第2号」に改め、同条第6号中「第5条第5号」を「第7条第5号」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とする。

第10条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条を第12条とする。

第9条第2項中「職員の」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）の」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第2号中「第7条」を「第9条」に改め、「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第13条第1号を除き、以下同じ。)」を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第7条及び第9条の規定による産前産後に係る休暇を承認されたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも

該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

（企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第12条 企業職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (㍑) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第15条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第17条とする。

第11条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第10条第1号中「第5条第1号ア」を「第7条第1号ア」に改め、同条第2号中「第12条第1号」を「第14条第1号」

に、「第5条第2号ア」を「第7条第2号ア」に改め、同条第5号中「第12条第2号」を「第14条第2号」に改め、同条第6号中「第5条第5号」を「第7条第5号」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第2号中「第7条」を「第9条」に改め、「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条第1号を除き、以下同じ。)」を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第7条及び第9条の規定による産前産後に係る休暇を承認されたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第13条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年茨城県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年茨城県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年茨城県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」の次に「(臨時的に任用されたものを除く。以下「常勤職員」という。)」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第21条中「第29条」を「第32条」に改める。

第27条を次のように改める。

(臨時的に任用された病院事業職員の給与)

第27条 病院事業職員で臨時的に任用されたものの給与の種類及び基準は、常勤職員の例による。

第29条を第32条とし、第28条を第31条とし、第27条の次に次の3条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第28条 病院事業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬の額は、日額とする。ただし、管理者が日額で定めることが適当でないと認めた場合には、日額によらないことができる。

第29条 病院事業職員で地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるものの給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

(その他の非常勤職員の給与)

第30条 病院事業職員で職員以外のもの(前3条に規定する者を除く。)については、常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(病院事業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第16条 病院事業職員の育児休業等に関する条例(平成18年茨城県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)第4条第3項の規定により任期を定め

て採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (㉞) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第15条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第17条とする。

第11条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第10条第1号中「第5条第1号ア」を「第7条第1号ア」に改め、同条第2号中「第12条第1号」を「第14条第1号」に、「第5条第2号ア」を「第7条第2号ア」に改め、同条第5号中「第12条第2号」を「第14条第2号」に改め、同条第6号中「第5条第5号」を「第7条第5号」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第2号中「第7条」を「第9条」に改め、「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条第1号を除き、以下同じ。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の

休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第7条及び第9条の規定による産前産後に係る休暇を承認されたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

- 2 第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、改正後の退職手当条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する改正後の退職手当条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する改正後の退職手当条例第9条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6

月」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第8項第3号中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(土地収用法等の規定による鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

6 土地収用法等の規定による鑑定人等の旅費及び手当に関する条例(昭和36年茨城県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(地方自治法第207条に規定する関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

7 地方自治法第207条に規定する関係人等の実費弁償に関する条例(昭和37年茨城県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成13年茨城県条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第2項第3号中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年茨城県条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「第17条」を「第19条」に改める。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 114 号議案

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第21条第 9 項中「，若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り，「，第22条第 1 項」を「，同項」に改める。

第22条第 1 項中「，若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 4 項中「，若しくは失職し」を削る。

第22条の 2 第 2 号中「(法第16条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第22条の 4 第 1 項中「，若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 2 項第 1 号ア中「，若しくは失職し」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第16条第 2 号から第 5 号まで」を「第16条各号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 2 号中「(同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 2 年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「(同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，令和元年12月14日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第 1 号に該当して旧法第28条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については，第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第 9 項，第22条第 1 項及び第 4 項，第22条の 2 第 2 号（第21条第10項及び第22条の 4 第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第22条の 4 第 1 項及び第 2 項第 1 号アの規定にかかわらず，なお従前の例による。

令和元年 8 月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 115 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第12号ア中「，皇后，皇太子又は皇太子妃」を「又は皇后，上皇，上皇后，皇太子，皇太子妃，皇嗣若しくは皇嗣妃」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行し，この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は，令和元年5月1日から適用する。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 116 号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の346の項中「4,500円」を「7,400円」に改め、同表の477の 2 の 3 の項中「法第30条第 1 項第 1 号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準」を「法第29条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準」に、「適合証が」を「法第29条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証が」に、

<p>「 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額</p>	を	<p>「 (3) 法第29条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額 (4) 法第29条第 3 項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額 ア 法第29条第 3 項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第29条第 3 項の他の建築物 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p>	に改め、同表の477の 2 の 4 の項中「適合
--	---	---	--------------------------

証が」を「法第29条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証が」に、「申し出る場合を」を「申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を」に、

「 (3) 法第29条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除

「 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額

を

く。)にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額

(4) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額

ア 法第29条第3項の申請建築物 (1)、(2)又は(3)に規定する額

イ 法第29条第3項の他の建築物 一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額

(5) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額

ア 法第29条第3項の申請建築物 (1)、(2)又は(3)に規定する額

イ 法第29条第3項の他の建築物 (追加に係るものを除く。) 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額

ウ 法第29条第3項の他の建築物 (追加に係るものに限る。) 一の建築物につき477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額

に改める。

第2条 茨城県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1の477の2の3の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第29条第3項の」を「第34条第3項の」に改め、同表の477の2の4の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第29条第3項の」を「第34条第3項の」に改め、同表の477の2の5の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中茨城県手数料徴収条例別表第1の346の項の改正規定は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 117 号議案

茨城県立自然公園条例の一部を改正する条例

茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項第1号中「，成年被後見人又は被保佐人」を削り，同項第2号を次のように改める。

(2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第22条第3項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，同項第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め，同号を同項第4号とし，同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第26条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

付 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。

令和元年 8月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 118 号議案

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号アを次のように改める。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

第7条第5号チを同号ツとし、同号タ中「ス」を「セ」に改め、同号タを同号チとし、同号ソ中「ス」を「セ」に改め、同号ソを同号タとし、同号セ中「ス」を「セ」に改め、同号セを同号ソとし、同号中スをセとし、コからシまでをサからスマでとし、同号ケ中「ク」を「ケ」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「ケ」を「コ」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「ク」を「ケ」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「オ」を「カ」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「カ」を「キ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条第1項第1号ア中「第7条第5号イ若しくはウ」を「第7条第5号ウ若しくはエ」に、「同号シ、ス若しくはチ」を「同号ス、セ若しくはツ」に改め、同号イ中「第7条第5号セからタまで（同号イ若しくはウ）」を「第7条第5号ソからチまで（同号ウ若しくはエ）」に、「同号シ若しくはス」を「同号ス若しくはセ」に改め、同号ウ中「第7条第5号セからタまで（同号エ又はキ）」を「第7条第5号ソからチまで（同号オ又はク）」に改め、同号エ中「ケまで、サ又はセからタまで」を「コまで、シ又はソからチまで」に改める。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 119 号議案

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

第13条第1項第4号シを同号スとし、同号サ中「ク」を「ケ」に改め、同号サを同号シとし、同号コ中「ク」を「ケ」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「ク」を「ケ」に改め、同号ケを同号コとし、同号中クをケとし、キをクとし、同号カ中「オ」を「カ」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「カ」を「キ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条第4項中「前条第1項第4号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまで）」を「前条第1項第4号イからキまで又はコからシまで（同号コからシまで）」に、「同号キ又はク」を「同号ク又はケ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定処理施設等設置者又はその者の前条第1項第4号コに規定する法定代理人、同号サに規定する役員若しくは使用人若しくは同号シに規定する使用人が、同号アに該当するおそれがあるものとして規則で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。

第18条第1項第1号中「シ」を「ス」に改める。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 120 号議案

茨城県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

茨城県心身障害者扶養共済条例（昭和45年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号を次のように改める。

- (1) 心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年 8 月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 121 号議案

卸売市場法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県卸売市場条例の廃止)

第 1 条 茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）は、廃止する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

第 2 条 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表茨城県卸売市場審議会の項を削る。

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表15の項中「」及び」を「」，卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下この項において「改正法」という。）及び」に改め，同項中第 4 号を第 5 号とし，第 3 号を第 4 号とし，第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 改正法附則第 3 条第 3 項の規定による地方卸売市場の認定の申請の受理及び知事への送付

第 4 条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表15の項を次のように改める。

15 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの (1) 法第13条第 2 項の規定による地方卸売市場の認定の申請の受理及び知事への送付 (2) 法第14条において読み替えて準用する法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定の申請の受理及び知事への送付 (3) 法第14条において読み替えて準用する法第 7 条の規定による地方卸売市場の休止及び廃止の届出の受理及び知事への送付	各市町村
---	------

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第 5 条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の327の項から332の項までを次のように改める。

327 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第 2 項の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請に対する審査	地方卸売市場認定申請手数料	10,000円
328 卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく地方卸売市場の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	地方卸売市場変更認定申請手数料	3,000円
329 削除		
330 削除		

331 削除		
332 削除		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、令和元年12月21日から施行する。
(卸売市場法の一部改正に伴う準備行為に係る手数料の納付)
- 2 この条例の施行の日前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下「改正法」という。）附則第3条第3項の規定に基づき、その開設する卸売市場について改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の認定の申請に対する審査を依頼しようとする者は、地方卸売市場認定申請手数料として、1件につき10,000円（改正法第1条の規定による改正前の卸売市場法第2条第4項に規定する地方卸売市場に係る申請に対する審査については、5,000円）を県に納めなければならない。
(茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 3 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）の項を削る。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 122 号議案

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条中「令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

第27条第1号中「第112条第13項第1号」を「第112条第18項第1号」に改める。

第41条第1項及び第3項中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改める。

第42条第1項中「第112条第13項第1号」を「第112条第18項第1号」に改める。

第43条中「第112条第13項第1号」を「第112条第18項第1号」に、「第112条第9項」を「第112条第10項」に改める。

第44条第1項第1号中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改める。

第46条の2中「第112条第14項」を「第112条第19項」に、「同条第15項」を「同条第20項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 123 号議案

茨城県警察署の名称，位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県警察署の名称，位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

茨城県つくば中央警察署	つくば市
茨城県つくば北警察署	つくば市

を

「

茨城県つくば警察署	つくば市
-----------	------

に改める。」

付 則

この条例は，令和2年3月2日から施行する。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 124 号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の29の項を次のように改める。

<p>29 道路交通法第89条第1項の運転免許試験を受けようとする者</p>	<p>(1) 大型自動車免許，中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする場合にあっては，次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては，1,550円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては，1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては，800円）</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては，4,100円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては，6,600円）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験を受けようとする場合にあっては，次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては，1,750円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては，1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては，800円）</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては，2,550円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては，3,350円）</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。34の項及び36の項において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする場合にあっては，次に掲げる額</p>
--	--

- ア 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、1,750円
 - イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）
 - ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあつては、2,600円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,050円）
- (4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする場合にあつては、次に掲げる額
- ア 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあつては、1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）
 - イ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあつては、1,500円
- (5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする場合にあつては、次に掲げる額
- ア 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、1,700円
 - イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）
 - ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあつては、4,800円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円）
- (6) 仮運転免許に係る試験を受けようとする場合にあつては、次に掲げる額
- ア 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、1,700円
 - イ 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、

	<p>1,550円</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあつては、2,900円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,350円）</p>
--	--

別表第1の31の項中「(道路交通法)」を「(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この項において「6号特定失効者」という。))に対する交付にあつては、1,700円)。ただし、同法に、「2,050円に」を「2,050円(6号特定失効者に対する交付にあつては、1,700円)に」に、「額)」を「額)に改め、同表の32の項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の34の項中「(昭和35年政令第270号)」を削る。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 125 号議案

和解について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に起因する損害に係る原子力損害賠償紛争解決センター平成29年（東）第561号損害賠償請求事件について、同センターから和解案の提示があったので、相手方と下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方の住所及び名称

住 所	名 称
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	東京電力ホールディングス株式会社

2 和解の内容

- (1) 相手方は、県に対し、和解金として金107,078,897円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、県に対し、(1)の金員を本和解成立後14日以内に、県指定の口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、県が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、県は、相手方に対して別途請求しない。
- (5) 和解費用は、各自の負担とする。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 126 号議案

県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

笠間市柏井812番ほか3筆

土地 100,000.00平方メートル

2 売却予定価格

金 1,570,000,000円

3 売却処分先

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キャノン株式会社

代表取締役会長 御手洗 富士夫

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 127 号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

神栖市奥野谷字浜野6170番59ほか1筆

土地 50,645.97平方メートル

2 売却予定価格

金 1,316,795,220円

3 売却処分先

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー18階

神栖バイオマス発電所合同会社

代表社員

ソラリアント・キャピタル・エルエルシー

職務執行者 ダニエル・サン・ジョー・キム

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 128 号議案

県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

つくばみらい市紫峰ヶ丘2丁目1番

土地 40,481.94平方メートル

2 売却予定価格

金 2,570,603,000円

3 売却処分先

東京都新宿区信濃町34番地

東鉄工業株式会社

代表取締役 柳 下 尚 道

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 129 号議案

県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和元年度において県が行う建設事業に対する市の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
奥久慈グリーン ライン林道整備事業	常陸太田市	千円 284,000	千円 56,800	
	北茨城市	116,000	17,400	
広域漁港整備事業	ひたちなか市	40,000	5,640	
	神栖市	508,090	62,352	
	北茨城市	135,000	20,250	
水産基盤ストック マネジメント事業	ひたちなか市	100,000	15,000	
	神栖市	20,000	3,000	
	北茨城市	132,600	26,494	
波崎漁港外港拡張部 開港対策事業	神栖市	132,600	26,494	
漁港施設整備事業	日立市	9,500	2,375	
	北茨城市	27,000	6,750	
	ひたちなか市	23,000	5,750	
	神栖市	26,518	6,629	

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 130 号議案

県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和元年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
県営土地改良事業	水戸市	千円 329,375	千円 41,886	
	日立市	32,250	919	
	土浦市	207,846	1,601	
	古河市	1,139,257	157,211	
	石岡市	101,295	21,584	
	結城市	238,995	12,541	
	龍ヶ崎市	53,750	5,945	
	下妻市	82,550	4,472	
	常総市	225,573	8,889	
	常陸太田市	224,150	21,842	
	高萩市	299,250	36,914	
	北茨城市	470,400	105,500	
	笠間市	153,725	23,550	
	取手市	673,000	4,757	
	牛久市	166,996	1,967	
	つくば市	240,096	18,716	
ひたちなか市	64,450	938		
鹿嶋市	64,285	14,950		

潮来市	360,499	33,660	
守谷市	65,525	10,110	
常陸大宮市	167,650	2,990	
那珂市	225,450	33,581	
筑西市	211,964	14,591	
坂東市	645,623	69,960	
稲敷市	311,675	39,767	
桜川市	12,900	576	
神栖市	92,205	8,594	
つくばみらい市	1,086,296	77,243	
小美玉市	33,862	6,300	
茨城町	64,450	1,367	
大洗町	107,450	10,217	
城里町	85,950	777	
東海村	107,450	5,210	
美浦村	124,700	9,650	
阿見町	216,446	4,091	
八千代町	190,700	2,146	
五霞町	32,250	900	
境町	434,582	29,318	
利根町	275,205	42,300	

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 131 号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和元年度において県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	40,000 ^{千円}	4,000 ^{千円}	
	土浦市	75,000	7,500	
	石岡市	64,500	6,450	
	龍ヶ崎市	100,000	10,000	
	常陸太田市	52,000	5,200	
	高萩市	23,000	2,300	
	ひたちなか市	25,000	2,500	
	鹿嶋市	35,000	3,500	
	常陸大宮市	20,000	2,000	
	稲敷市	4,000	400	
	行方市	119,240	11,924	
	鉾田市	80,000	8,000	
	小美玉市	35,000	3,500	
港湾事業	日立市	740,200	74,020	
	ひたちなか市	2,864,200	269,470	
	東海村	1,283,000	38,490	
下水道事業	水戸市	293,358	70,552	
	日立市	127,890	30,560	
	土浦市	403,043	90,979	
	古河市	97,575	20,779	
	石岡市	133,020	30,027	
	龍ヶ崎市	260,281	45,297	
	下妻市	115,547	23,856	

常 総 市	78,341	15,832	
常 陸 太 田 市	57,530	13,748	
牛 久 市	221,493	38,547	
つ く ば 市	601,652	115,411	
ひ たち な か 市	281,737	67,321	
潮 来 市	134,834	32,861	
常 陸 大 宮 市	31,571	7,545	
那 珂 市	97,018	23,183	
筑 西 市	82,903	18,656	
坂 東 市	68,016	14,582	
稲 敷 市	26,932	5,415	
か す み が う ら 市	93,431	21,089	
桜 川 市	79,302	20,673	
行 方 市	71,334	17,385	
小 美 玉 市	146,126	32,985	
大 洗 町	62,141	14,849	
城 里 町	21,048	5,030	
東 海 村	70,960	16,957	
阿 見 町	109,993	24,829	
河 内 町	29,813	5,980	
八 千 代 町	55,316	11,709	
境 町	89,820	18,582	
利 根 町	43,890	7,638	

令和元年 8 月 30 日 提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 132 号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国 補 地 道 第31-03-646-Z-001号 一 般 国 道 293 号 （仮称）第 3 号橋 橋 梁 上 部 工 事	条 件 付 き 一 般 競 争 入 札	986,348 千	水戸市中央1丁目8番4号 川田建設株式会社茨城営業所 所長 長谷川 外海

令和元年 8 月 30 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 133 号議案

平成30年度 茨城県公営企業会計に係る利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、平成30年度下記会計に係る利益について、別冊の剰余金処分計算書のとおり処分する。

記

- 1 平成30年度茨城県水道事業会計
- 2 平成30年度茨城県工業用水道事業会計
- 3 平成30年度茨城県地域振興事業会計
- 4 平成30年度茨城県病院事業会計
- 5 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計
- 6 平成30年度茨城県流域下水道事業会計

令和元年 8 月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

認

定

認定第1号

平成30年度 茨城県公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、平成30年度下記会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して提出するから認定されたい。

記

- 1 平成30年度茨城県水道事業会計決算
- 2 平成30年度茨城県工業用水道事業会計決算
- 3 平成30年度茨城県地域振興事業会計決算
- 4 平成30年度茨城県病院事業会計決算
- 5 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計決算
- 6 平成30年度茨城県流域下水道事業会計決算

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第4号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和元年8月30日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

損害賠償の額の決定について

県道菅谷小原内水戸線で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 871,560円

2 損害賠償の相手方

ひたちなか市 個人

3 事故発生の日時及び場所

平成30年 4月13日（金）午後 5時30分頃

水戸市田谷町2511番地地先県道上

4 事故の概要

県道菅谷小原内水戸線を普通乗用自動車で行中、道路上の穴に落輪し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和元年 7月26日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

県西県民センター所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

石岡市 個人

2 和解の内容

(1) 平成29年3月1日（水）午後0時24分頃、下妻市数須32番地1地先国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

県西県民センター所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方の軽貨物自動車が衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 805,532円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和元年7月31日

茨城県知事 大井川 和彦